

意匠法の問題圏 第10回

—— 保護対象 V 部分意匠④

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V 部分意匠

3. 部分意匠の類否判断

1) 部分意匠の類否判断の構造

①『意匠審査基準』

(ア) 公知の意匠との類否判断

『意匠審査基準』(以下『基準』という。)の「71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断」によれば、「意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。」との考え方にに基づき、両意匠(部分意匠と公知の意匠)の、①「意匠に係る物品」、②当該部分の「用途及び機能」、③当該部分の「形態」が同一又は類似であり、④当該部分の「位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のもの」であれば、両意匠は同一又は類似となる(『基準』92頁)。

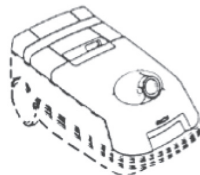
また、「公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。」とし、具体的には、①「意匠に係る物品」、②「当該部分における用途及び機能」、③「当該部分の形態」、④「当該部分の位置、大きさ、範囲」(以下、「位置等」ともいう。)の「共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して」類否判断を行うとしている(『基準』93頁)。

類否判断の対象となる「公知の意匠」については、出願部分意匠に相当する「部分意匠」と解すべきであろう。『基準』(71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例)には、【事例1】として、[図1]【説明図】の<出願形式説>に記載した「電気掃除機本体」の例

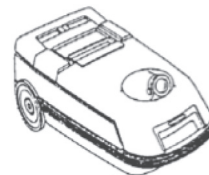
●図1 【説明図】(『意匠審査基準』(71.4.2.2.2) 94頁参照)

<出願形式説>

部分意匠(出願)
「電気掃除機本体」

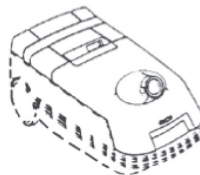


公知の意匠(対比意匠は全体意匠)
「電気掃除機本体」

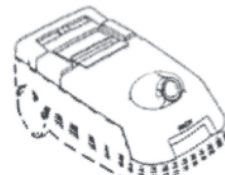


<実存説>

部分意匠(出願)
「電気掃除機本体」



公知の意匠(対比意匠は部分意匠)
「電気掃除機本体」



が挙げられている。この「公知の意匠」は全体が実線で描かれており、全体意匠が公知の意匠(引用意匠)とも捉えられ、曖昧である。だが、厳密に言えば、引用意匠は、そこに含まれている「出願部分意匠に相当する部分の意匠」、すなわち、[図1] <実存説>に記載したように、実線と破線で描き分けた「部分意匠」が引用意匠としての公知の意匠である。

(イ) 意匠法3条の2の類否判断

『基準』の「71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」によれば、「先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠である